令和４年度　事業報告及び収支決算について

第１　事業

１　公益目的事業関係

公益１　暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

（１）　相談・助言（定款第４条第１号）

ア　相談活動については、相談者の心情を理解し、懇切丁寧な応対に努めるとともに、常勤暴力追放相談委員による相談受理あるいは相談委員として委嘱している徳島弁護士会民事介入暴力被害者救済センター（以下「民暴委員会」という。）所属の弁護士（以下「民暴弁護士」という。）による定期相談日の設定等を行い、相談業務の充実と積極化に努めた。

イ　相談受理状況は、706件でコロナ禍の影響が落ち着いてきたが、前年度より減少した。(警察への引継は２件、弁護士への引継は４件)

令和５年３月末までの相談の月別受理状況は、下表のとおり。

受理件数

年＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
３年度	95	79	84	78	73	60	55	71	54	60	57	74	840
４年度	55	70	71	50	53	57	54	52	76	49	55	64	706

ウ　民暴弁護士無料相談

毎月第２、第４木曜日に暴追センターにおいて、民暴弁護士による無料相談日を開設、２件の相談を受理した。

エ　集中相談所の開設

令和４年12月17日（土）暴追センターにおいて、当センター、民暴委員会、県警合同による「民事介入暴力集中相談所」を開設した。

開設に際しては、県警及び当センターのホームページ等による広報を行い、２件の相談を受理した。

（２）　資金貸付債務保証、救済事業被害者見舞金支給（定款第４条第２号）

訴訟費用貸付金制度、被害者見舞金制度を適用する案件はなかった。

（３）　住民の生活等平穏維持（定款第４条第９号）

平成25年５月、全国初の暴力団組事務所の使用差し止め請求を実施し、同事務所の完全撤去に成功した。今後も、県警・民暴委員会と連携し、さらなる暴力団組事務所の撤去に向け活動を展開中である。

公益２　地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業

（１）　広報啓発(定款第４条第５号)

ア　暴力追放県民大会の開催

昨年10月27日に「第１５回暴力追放徳島県民大会・暴追センター３０周年記念大会」を開催した。

イ　ポスター・カレンダー等の作成、配付

令和５年カレンダー・暴排ポスターを各300枚作成し、関係団体、事業所、店舗に配付した。

暴追センターホームページに事業内容等の情報公開を行うとともに、反社会的勢力に対する対応要領等を掲載するなど毎年情報更新を行っている。

ウ　センター移転周知グッズの作成配布

センター移転を周知するため、センターの新住所等と暴力団追放三ない運動プラスワンの標語入りのスケール（定規）を1,000本作成し、賛助会員や関係機関・団体等に配布した。

エ　賛助会員に対する「賛助会員之章」、事業所に対する「暴力団排除宣言事業所」及び「暴力団排除宣言の店」のプレートの配付

令和３年度に作成したアルミ製プレート「賛助会員之章」・「暴力団排除宣言事業所」・「暴力団排除宣言の店」、及び短冊形の「暴力排除宣言」シールを新規賛助会員、希望する事業所、店舗等に配付した。

また、不当要求防止責任者講習の効果を上げるため、講習受講者に「暴排ポスター」や各種暴排資料を配付した。

オ　機関紙等の作成、配付、センターだより「暴追とくしま」の発行

センターだより「暴追とくしま」2,000部作成、全国センターだより４種600部を購入又は調達し各種会議等で配付した。

カ　地域の暴力排除活動支援のための地域暴排組織総会・住民大会への参加支援

令和４年度もコロナ禍の影響で地域暴排組織総会・住民大会の開催が見送られ、代替措置として、暴排冊子やチラシ等を要望のあった団体に送付した。

キ　暴排グッズの貸出し

当センター所有の暴力追放幟50本と暴追たすき２種100本、暴排ＤＶＤ（33種）を地域暴力排除団体等に貸出しするなどして、広報宣伝活動に活用した。

（２）　民間団体が行う暴排活動に対する組織支援（定款第４条第６号）

ア　暴力排除組織に対する助成活動

（ア）地域及び職域暴力排除に対する活動助成

次の暴排組織の会合等に出席し、講演、資料配付等の指導を行った。

令和４年度

５月11日　徳島保険・共済犯罪防止連絡協議会専門部会
５月17日　令和４年度徳島県生保警察連絡協議会
６月６日　徳島県証券警察連絡協議会令和4年度定時総会
６月23日　徳島市不当要求防止責任者講習
７月22日　阿南建設業暴力団等不当要求・不当介入排除対策協議会
８月２日　銀行警察連絡協議会運営委員会
８月23日　阿波銀行不当要求防止責任者講習
９月８日　ＪＡバンク徳島不当要求防止責任者講習
９月15日　銀行協会不当要求防止責任者講習
９月26日　2022年度徳島県公益事業警察連絡協議会
10月11日　徳島県不当要求行為等対策連絡協議会
11月11日　徳島県不当要求行為等対策責任者講習
11月15日　NEXCO西日本不当要求防止責任者講習
11月22日　徳島県不当要求行為等対策責任者講習
１月18日　徳島河川国道事務所不当要求防止責任者講習　等

（イ）暴力排除組織に対する活動助成金の支給
該当なし
イ　功労団体及び個人の表彰
（ア）令和４年全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放推進委員池尻英昭氏が暴力追放栄誉銀章、徳島県証券警察連絡協議会が暴力追放功労団体表彰を受賞
（イ）四国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会等から、暴力排除阿波市民会議が暴力追放功労団体表彰、真鍋直敬弁護士が暴力追放功労表彰を受賞
（ウ）暴力追放推進委員浅野時宣氏、赤池孝文氏の２名が暴追センター会長と警察本部長から暴排功労の連名表彰を受賞
（エ）暴力追放推進委員久次米健一氏、青木健雄氏の２名が暴追センター理事長から暴排功労の表彰を受賞
ウ　暴力追放推進委員の活動
令和４年度は、９月に暴力追放推進委員の委嘱式と総会を開催予定であったが、コロナ禍により総会は中止とし、令和４年度に再委嘱予定の17名と新規委嘱予定の２名計19名のうち８名の出席を得て、委嘱式のみを実施した。（現40名）
（ア）暴力団情報の収集
暴力団等反社勢力に関する情報提供はなかった。
（イ）暴力団事務所の監視
該当事案はなかった。

（３）　不当要求情報管理機関に対する援助活動（定款第４条第10号）
ア　不当要求情報管理機関業務の援助
（ア）不当要求行為防止資料の提供
センターだより「暴追とくしま」、全国センターだより、小冊子「暴力団情勢と対策」、「暴力団からの不当要求に対する応答事例集」等の資料を提供した。
（イ）暴力団の実態等の教示
定期的立ち寄りを利用して教示した。
（ウ）不当要求行為対策の教示
定期的立ち寄りを利用して教示した。
イ　企業相談の実施
企業訪問による指導助言を賛助会員申込み時や責任者講習等を利用して実施した。

（４）　暴力団からの離脱支援活動（定款第４条第４号）
暴力団離脱相談に対しては、警察、民暴弁護士と連携して離脱指導と助言（支援）を図っている。
ア　暴力団離脱・社会復帰支援協議会の開催
平成26年10月24日に、暴力団離脱・社会復帰支援協議会を再設立し、毎年定期総会を開催しており、令和４年度は令和５年２月３日に開催した。
イ　関係機関の協力体制の推進
暴力団離脱・社会復帰支援協議会の会員である県労働局、公共職業安定所、徳島刑務所、徳島保護観察所、徳島保護司会連合会他民間経営者団体や、徳島弁護士会民暴委員会、徳島県警察と連携を深め、協力体制の推進を図った。
ウ　離脱者受入協賛企業の登録促進

離脱者受入協賛企業については、各企業アンケート調査や協力依頼により、現在52社となった。さらに拡大に向けた運動を実施している。

エ　暴力団構成員の離脱促進支援

県警察の社会復帰アドバイザーと連携して、関係機関及び団体と緊密な連携を図るとともに、講演、講習等の機会を利用して広報に努めている。

オ　離脱した暴力団構成員に対する就労支援

令和４年度中は、コロナ禍のため徳島刑務所に服役中の暴力団構成員等に対する、出所後の就労等社会復帰に向けた面接指導を実施できなかった。

（５）　調査・研究（定款第４条第11号）

ア　情報収集

（ア）暴力団情報の収集及び管理

新聞等公刊物に掲載された暴力団に関する情報を収集して相談活動に活用した。

（イ）他都道府県暴力追放運動推進センターとの情報交換

令和４年

４月21日　令和４年度暴力追放相談委員及び不応要求防止責任者講習担当者研修会（リモート会議）

５月13日　第92回民事介入暴力対策沖縄大会（リモート会議）

７月21日　四国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会

11月18日　第93回民暴高知大会第18回県市民総決起大会

令和５年

２月16日　四国地区暴追センター研修会

２月24日,25日　民暴四国ブロック協議会

（ウ）地域住民の暴力団に関する意見、要望等の収集

暴力追放推進委員との連携により、地域住民の暴力団に関する意見、要望等の収集を図った。

（エ）地域の暴力団に関する風評等の収集

少年指導委員連絡協議会会長や保護司の役員を招致し、暴力団に関する風評等の収集に努めた。

イ　研究活動

（ア）暴力団情報の分析及び管理

収集した情報はその都度分析を加えるとともに管理を徹底した。

（イ）効果的な暴力団対策の調査及び研究

事業者に対する責任者講習を実施した際のアンケート結果を分析した。

（６）　少年指導委員に対する研修（定款第４条第７号）

少年に対する暴力団の影響を排除するための少年指導委員に対する研修については、年２回、当センターにおいて、少年指導委員連絡協議会会長を招致し、当面の暴力団情勢及び関連事案等の説明を行い、少年指導委員への周知徹底を図るとともに活動に必要な情報交換等を実施した。

（７）　少年に対する暴力団の影響排除活動（定款第４条第３号）

少年を暴力団から守るため、暴力追放推進委員の協力を得て情報収集を行ったが、

次の活動を実施する情報の入手には至らなかった。

ア　暴力団加入阻止活動

イ　暴力団事務所への出入阻止活動

（８）　暴排ビデオの無料貸出

30本のＤＶＤのタイトル等を暴追センターだよりに掲載し、希望者（団体）に無料貸し出ししている。

公益３　地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する受託事業

（１）　受託事業（定款第４条第８号）

不当要求防止責任者に対する講習事業

県警察の支援を受け、事業所の不当要求防止責任者に対する「選任時講習」及び「定期講習」を併せて17回、483名（うちウェブ講習６回、253名）に対して実施した。

第２　管理

１　会議等

（１）　次の会議等を開催した。

令和４年

５月12日　　令和３年度監事による会計監査

５月20日　　第１回通常理事会

６月７日　　定時評議員会

令和５年

３月９日　　第２回通常理事会

（２）　次の会議等に担当者を出席させた。

令和４年

４月20日　　令和４年度暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会（リモート会議）

５月13日　　第92回民事介入暴力対策沖縄大会（リモート会議）

７月21日　　四国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会

11月18日　　第93回民暴高知大会第18回県市民総決起大会

令和５年

２月16日　　四国地区暴追センター研修会

２月24日、25日　　民暴四国ブロック協議会

２　財政基盤の確立

暴排講習及び不当要求防止責任者講習、また同講習配付資料やホームページ等を通じて賛助会員の募集に努めたが、４団体の新規加入（合計６万円）、12団体の復活（16万円）があるも、２団体の減額（△２万円）、８団体の退会、一部会員の会費未納（合計△31万円）があり、会費収入は３年度より、合計11万円減少した。

３　事業報告附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、作成していない。